

特記仕様書

工 事 名： 脱水機油圧シリンダー更新工事

工事場所： 五條市小島町265番地 小島浄水場 地内

第1章 工事仕様

1 工事目的

本工事は、構成部品の摩耗が著しく、脱水工程に支障をきたすおそれのある脱水機用油圧シリンダーを更新するものである。

2 対象機器

脱水機用油圧シリンダー 1組

- ・シリンダーチューブ内径：φ482 mm
- ・ピストンロッド径：φ300 mm
- ・ストローク長：1,000 mm
- ・定格圧力：21MPa
- ・塗装：外面 ポリウレタン樹脂系塗料

3 据付工事仕様

- (1) 据付位置及び高さは、設計図面に準ずるものとするが、製作上や施工上によりやむを得ず変更する場合には、関連の図書提出と共に監督員の承諾を得ること。
- (2) 現場で加工する場合は、換気、足場、搬入路等の保守に十分注意し、人身事故、爆発、火災等のないようにすること。
- (3) 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は一切受注者にて負担するものとする。
- (4) 各機器の付属品等は、本特記仕様書に明記なくとも運転保守上当然必要なものは納入すること。

4 工事内容

- (1) 既設油圧シリンダーを更新し、脱水機が最大限の能力を発揮できるよう施工すること。また、更新の際、油圧シリンダーの動作に必要なオイル量を算出し、内部に充填すること。
- (2) 油圧シリンダーの搬出入及び脱着の際、作業の安全を配慮した吊り仮設等を準備すること。

5 留意事項

- (1) 場内への楊重車両の入場に際し場内設備への処置（門柱、撤去、復旧、など）が必要な場合には、受注者の負担により実施すること。
- (2) 設備構造を十分に理解し、排水処理設備全体に影響がないよう配慮した上で施工すること。

第2章 試運転調整

1. 概要

試運転は、据付工事が終了し全設備が所期の目的通り安全確実に運転出来ることを確認する為、機器単体をはじめ設備全般を対象に行うものとする。

尚、事前に監督職員に工程表等を提出し、打ち合わせを行い、事故、破損等の無い様に充分留意すること。

(1) 試験項目

- (ア) 単体試験
- (イ) 総合試運転

(2) 試運転内容

- (ア) 単体試験（各設備の据付工事に含む）

据付完了後の機器単体調整試験等をいい、次の作業を含むものとする。

- ・機器の単独動作試験及び動作確認
 - ※油圧リークテストを必ず実施すること。
- ・保護装置の動作確認、設定値の確認

- (イ) 総合試運転

脱水機を含めた汚泥脱水処理設備全体の総合的なプラントの機能を確認する実負荷試験の実施。

- ・試運転期間 約2日間
- ・試運転内容 全機器が個々の要求される機能を満足し、プラント全体として所期の目的に合致していることを確認出来るまでの、実負荷（又は相当負荷）試験とする。
- ・運転指導 受注者は監督職員と打合せの上、今後本運転に係わる管理職員に対し、操作方法の運転指導を行うものとする。